女川原子力発電所2号炉審査資料							
	資料番号	02-G-008 (改2)					
	提出年月日	2022年4月8日					

## 女川原子力発電所2号炉

実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則 第5条第2項第11号発電用原子炉施設の保安のための 業務に係る品質管理に必要な体制の整備について 比較表

2022年4月

東北電力株式会社

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
島根原子力発電所2号炉 変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に 必要な体制の整備に関する説明書	ケ川原子力発電所2号炉 実用発電用原子炉の設置,運転等に関する規則第5条第2項第11号発電用原子炉 施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備について	<ul> <li>・発電所名の相違</li> </ul>

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	ケ川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
	目次	・記載方針の相違
	1. はじめに	
	2. 記載方針	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置変更許可申請書 添付書類十一の記載内容について 1. はじめに 令和2年4月1日に施行された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(以下,「実用炉 規則」という。)第5条第2項に,設置変更許可本文十一号(以下「本文十一号」という。)の説明 資料として,添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理 に必要な体制の整備に関する説明書」(以下「添付書類十一」という。)が新たに追加されたことか ら,当該添付書類の記載方針について,以下のとおり検討を行った。	<ol> <li>はじめに 令和2年4月1日に施行された「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」(以下,「実用 炉規則」という。)第5条第2項に,設置変更許可本文十一号(以下,「本文十一号」という。)の説 明資料として,添付書類十一「変更後における発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管 理に必要な体制の整備に関する説明書」(以下,「添付書類十一」という。)が新たに追加されたこ とから,当該添付書類の記載方針について,以下のとおり検討を行った。</li> </ol>	・記載表現の相違
2. 記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に 係る運用ガイド」(以下「設置許可ガイド」という。)を参考に、令和2年4月1日に届出を実施し た本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」、「その 後の工事等の活動に係る品質管理の方法」および「組織等」を記載する。 ただし、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績のうち、「原子力利用 における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部 を改正する法律」に基づき変更認可された原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、本文 十一号に基づくものではないことから、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された原子 炉施設保安規定の施行までに実施した業務の実績については、活動実績に応じて記載する。 なお、令和2年4月1日に届出を実施した本文十一号について、変更となる事項は無い。	2.記載方針 添付書類十一の記載事項については、以下に示す「発電用原子炉施設の設置(変更)許可申請に 係る運用ガイド」(以下,「設置許可ガイド」という。)を参考に、令和2年4月1日に届出を実施し た本文十一号に基づく「設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績」,「その 後の工事等の活動に係る品質管理の方法」及び「組織等」を記載する。 ただし、本申請における設計及び調達に係る実績のうち、「原子力利用における安全対策の強化 のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づ き変更認可された発電用原子炉施設保安規定の施行までに実施した業務は、設置許可本文十一号に 基づくものではないことから、その活動実績に応じて記載する。	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>記載表現の相違</li> </ul>
参考 【設置許可ガイド】抜粋 (6)実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7 条第3項の添付書類についても準用する。 4)同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整 備に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及び その後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。	参考 【設置許可ガイド】抜粋 (6)実用炉則第3条第2項の書類は、次のとおりとする。なお、実用炉則第5条第2項及び第7条 第3項の添付書類についても準用する。 4)同項第11号の「発電用原子炉施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備 に関する説明書」は、設置許可申請に当たって実施した設計活動に係る品質管理の実績及びそ の後の工事等の活動に係る品質管理の方法、組織等を説明した書類をいう。	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)					女川原子力発電所2号炉 有毒ガス				
○ 医学会における装備用係子を発行したのであるとした。	必要な体験の整備に関する起明書     1. 実現     1. 定見     1. 定見     1. 定見     1. 定見     1. ご言たした     1. 一般     1. 一     1.	<ol> <li>基本方針</li> <li>本市時における「実施した設計活動に係る品質管理の 本範切書では、本中時における「実施した設計活動に係る品質管理の 実績」なじその後の二本等の活動に係る品質管理の方法、組織等に係 る事項、を以下のとよきの説明する。</li> <li>(1) 設計活動に係る品質管理の実績</li> </ol>	「読計に施した低い品質問題の実施」として、実施した設計の管理の力 読を「3、設計活動に係る品質習題の実施」として、実施した設計の管理の力 読を「3、設計活動に係る品質習題の実施」に記載する。 具体的には、函識へ外の相互関係及び情報伝達れた。)」に、実施する会認確につい で「33、2、本申請における設計に係る品質管理の介払」に、 前途で知道の方法について「3、3、本申請における設計に係る品質管理の方法」に、 調査管理の方法について「3、5、本申請における当該予意の方法」に、 設備管理について「3、5、本申請における当該予意の方法」に、 法価合管型について「3、5、本申請における当該合置型に記載学者。 、不適合管型について「3、5、本申請における言語を管理した。	(2) その後の工業等の活動に係る品質管理の方法, 組織等に係る事項 その後の工業等の活動に係る出質管理の方法, 組織等に係る事項につ いては,「4, その後の工業等の活動に係る出質管理の方法等」に記載 する。 具体的には, 組織について「4,」」その後の工業等の活動に係る品質管理の方法令, 職(組祉外の中国互関度及び特報伝達もたい)」に、実施する本原限につ いて「4,3 その後の証料,工業等の介護社である経営 地でした。(2,2 その後の証料,工業等の介護社にある品質管理の方法」「4, 4 工業に係る品質管理の方法」及び「4,5 使用前事業素整重の方 法」に、設計及び工事の評論の認可申請(以下「探工想」という」)に 法15,313を留理の方法」へ、「4,8 探工期によけう国達管理の方 おける調査管理の方法について「4,8 按工程」という」)に	<ul> <li>あの実務に係る品質管理に必要な体動の整備に関十く記例書</li> <li>ため実務に係る品質管理に必要な体動の整備に関十く記例書</li> <li>成価値管理に関十く記例書</li> <li>成価値管理に関十ケる説明書</li> <li>(1. 確定 (点の価値管理に関十方面の空気のための変換に (高の価値管理に図っていないための変換に (高の価値管理に図っていないための変換に (高の価値管理に定める)</li> <li>1. 確定 (二、一、血管管理に関いた)</li> <li>1. 確定 (二、一、血管管理に関いた)</li> <li>2. 基本が計</li> <li>3. 第一に認れ評価のに使み値で見の検討</li> <li>3. 第一に認れ「「二」本のでの第一の方法」</li> <li>3. 第一の方法</li> <li>3. 第一の方法</li> <li>3. 第一の方法</li> <li>3. 第一の方法</li> <li>3. 第四ににおけるの情管理の方法。組織管理の方法。</li> <li>3. 第一の方法</li> <li>3. 第一の方式</li> <li>3. 第一の方法</li> <li>3. 第一の方法</li></ul>	・記載表現の相違			
設置許可本文十一号	1	1 1		1	変更後における発電用原子が施設の保安のための変務に係ら品 認識許可本 ケ+ 一 号 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一				
品管规则					【補足限明資料】 続け書類十一 変 照示力施設の変分のための実務に腐る 品質を開に必要な体物の法律に関する規則				

島根原子力発電所2号炉 適合性審查(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
<ul> <li>         「は」に、文書管理について14、7 本の他の設計、工事等における文 「は」に、文書管理について14、7 本の他の設計、工事等における文 「は」に、文書管理について14、7 本の他の設計、工事等における文 「は」に、文書管理について14、7 本の他の設計、工事等における文 「は」に、文書管理について14、7 本の他の設計、工事等における文 「は」に、「「は「法」の保護のでは、14、8 本の係の不満合 「「は「法」の保護の問題」という」)」、の場合性の発展するために必 現とした。</li> <li>         日、記述書でき、「実用発電用限下中などのに必 現とした。</li> <li>         日、記述書でき、「実用発電用限下中などのに必 現という」)、一の場合性を発展するために必 現とした。</li> <li>         日、記述にある面質者型に必要です場合」に思想する。</li> <li>         日、「は「法」の保護部門目書」という」)、一の急会性を発展するために必 現となる政策 (17)、「高合性無認知者要定用」という」)、一の急会性を発展するために必 現となる政策(12)、「「法」」、「法」、「法」、「「「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、「「」、 日、 日、 1、</li></ul>	国際許可添付都細一一 高酸許可添付都細一 におけると含化物のの第しい部分にある他の におけるとなられてはない。 におけるとなられてはない。 これてる化物のの他したかめの能に得る。 これてる化物でない。 これてる化物でない。 これてる化物でない。 これてる化物です。 これている化物ではでの低ででない。 これのではない。 これのではでの低ででは、 これのではでの低ででは、 これのではない。 これのでない。 これのではない。 これの	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>組織体制の相違</li> <li>記載方針の相違</li> </ul>
設置許可本文十一号 設置許可本文十一号 5.5.1 兼任及び権限並びに前門和互用の乗務の手領 を定めされ、開係する要員が責任を持って策略を遂行てきるようにす 5.	2.3.1 設計開発計画 第四部可木文十一号 (2) 組織に、設計開発計画の策定にあいて、次に掲げる事項を明確にす 5. 3. 設計開発に係る第目及び感貨の責任及び機関、	
<ul> <li>「「「★任及び構成)</li> <li>「★任及び構成)</li> <li>「★任及び構成)</li> <li>「★日本 経営★任本に 前門及び委員の★任及び構成せびに前門相互相</li> <li>の美裕の可能を定めす。</li> </ul>		

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
ImaginarityImaginarityImaginarityImaginary <t< td=""><td>国家におりたいです主要制限のうち、13.3 本印語における提示に 国家に第三の部長でおいた。13.3 本印語における提示した。 アンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの主要する構成で実施する。 ユンス 米日間におけるほけは、本伊部においてたほけに、 ユンス 米日間におけるほけは、本伊部においてたほけで コンパンドローンの主要する構成で実施する。 ユンス 米日間におけるほけは、本伊部においてたほけで コンパンドローンの主要する構成で実施する。 コンパンドローンの主要する構成で実施する。 コンパンドローンの主要する構成で実施する。 コンパンドローンの主要する構成で変進する。 コンパンドローンの主要する構成でな能した。 コンパンドローンの主要する構成でな能した。 コンパンドローンの主要する構成です。 コンパンドローンの主要する コンパンドローンの主要する コンパンドローンの主要する コンパンドローンの主要が用いている コンパンドローンの主要用の本のので コンパンドローンの主要用の本のので コンパンドローンの注意用の本の算んでしたのの コンパンドローンの注意用の本の算んでしたの コンパンドローのの コンパンドローのの コンパンドローンの注意用の本の算んでした。 コンパンドローのの コンパンドローンの注意用の本の算んでした。 コンパンドローの コンパンドローので コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローンの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローク コンパンドローの コンパンドローク コンパンドローの コンパンドローク</td><td><ul> <li>記載表現の相違</li> <li>組織体制の相違</li> <li>活動状況の相違</li> <li>記載方針の相違</li> </ul></td></t<>	国家におりたいです主要制限のうち、13.3 本印語における提示に 国家に第三の部長でおいた。13.3 本印語における提示した。 アンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの構成でした。 コンパンドローンの主要する構成で実施する。 ユンス 米日間におけるほけは、本伊部においてたほけに、 ユンス 米日間におけるほけは、本伊部においてたほけで コンパンドローンの主要する構成で実施する。 ユンス 米日間におけるほけは、本伊部においてたほけで コンパンドローンの主要する構成で実施する。 コンパンドローンの主要する構成で実施する。 コンパンドローンの主要する構成で実施する。 コンパンドローンの主要する構成で変進する。 コンパンドローンの主要する構成でな能した。 コンパンドローンの主要する構成でな能した。 コンパンドローンの主要する構成です。 コンパンドローンの主要する コンパンドローンの主要する コンパンドローンの主要する コンパンドローンの主要が用いている コンパンドローンの主要用の本のので コンパンドローンの主要用の本のので コンパンドローンの注意用の本の算んでしたのの コンパンドローンの注意用の本の算んでしたの コンパンドローのの コンパンドローのの コンパンドローンの注意用の本の算んでした。 コンパンドローのの コンパンドローンの注意用の本の算んでした。 コンパンドローの コンパンドローので コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローンの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローの コンパンドローク コンパンドローの コンパンドローク コンパンドローの コンパンドローク	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>組織体制の相違</li> <li>活動状況の相違</li> <li>記載方針の相違</li> </ul>
	8.1 設計損発計画 3.1 設計損発計画 1.1 設計損発計画 1.1 設計預発(場ら原子炉施設において用いるための設計用 1.2 認計預発(する)。2 総約3、設計預発計画の主いつう。)を成子すとと 1.2 認計預発で置する。 1.2 認知時期の客で置する。 5.2 認許問題の各限額における適切な審査、後記及び委員性確認の 比差切に省理体損	
	取子力施設の保定のための変務に係る 品質管理に必要な6時の基準に関する規則 (案計用発計曲) 第二十二条 展子力事業体気、設計開発(等も展子力施設において用いら 第二十二条 展子力事業体気、設計開発(時間) 第二十二条 展子力事業体気、設計開発(目) 10月前の(日) 10月前(日) 10月前の(日) 10月前の(日) 10月前の(日) 10月前(日) 10月前の(日) 10月前(日) 11月前の(日) 11月前	

	Ĕ	島根原子力発電所2号炉 適	6合性審査(2021年9月6)	ヨ版)			3	女川原子力	発電所2号炉 有毒ガ	゚ス	差異理由
設置許可添付書類十一	3.2 本中語における読件の各原格とその審査 本申請における読件は、本申請における申請書作成及びこれに付随す る基本的な読件として、読慣評可本メーサラ「7.3 読計開発」のう も、必要な事項に基づき以下のとおり実施する。	本申請における設計の各段階と設置許可本文十一号との関係を第2 表に示す。 設計を主管する箇所の氏は、第2 表に示すアクトアクトに対する審査 (以下「レビニー」という。)を登録してついては、第1 表に示す設計 なお、設計の各段階におけるレビューについては、第1 表に示す設計 を主管する組織の中で当該感傷の設計に関する専門家を含って実施す る。 なお、本申請において上配による活動を実施した。	第2条 本中語における記述を記述の各部操作 1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	<ol> <li>3.3 本中国における設計に係る品質管理の方法</li> <li>3.2 本中国における設計に係る品質管理の方法</li> <li>2.2 設計用をに打いる資素の可能化」(3、3、2(3) 申請書作成のた めの設計)及び(3、3、2(2) 設計のアウトブットに対する検証1の 各項数件を送出する。</li> </ol>	<ol> <li>1. 該計冊案に打いる情報の製造化</li> <li>3. 1. 該計冊案に打いる情報の製造化</li> <li>該計を主管する箇所の長は、本申請に必要な設計開発に用いる情報を</li> </ol>	◎ 副子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子子	設計を主管する細胞の疾は、第2次にホナプリトプットに対する害症 (以下「レビョー」という。)を実施するとともに、認識を管理する。 なお、説計の各段第におけるレビューについては、第2次に示す設計 も、主管する細胞の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施す も。 なお、本単剤において上記による自動を実施した。	3.3 本申期によける設計に係る品質管理の方法 設計を主管する制量の長は、本申請における設計として、「3.3.1 設 計開発に知っず情報の明確化」、「3.3.2(1)申請書作成のための設計) 及び「3.3.2(2)設計のアクトプットに第十ち後述」の名段融を実施す 及び「3.3.2(2)設計のアクトプットに第十ち後述」の名段融を実施す	3月にため回び的保護をかす。 33.1、説計用保に用いる情報の関係をかす。 認計を主管する組織の民は、本申請に必要な設計用第に用いる情報を 明確にする。非自己におって上記による活動を実施した。 なお、未申請におって上記による活動を実施した。	************************************	・記載表現の相道
設置許可太文十一号	<ol> <li>7.3 成計開発</li> <li>7.3、1 成計開発計画</li> <li>7.3、1 成計開発ド価</li> <li>(1)通識は、設計開発((のち原子が開設において用いるための設計開発に 限念。)の計画(以下「該計開発計画」という。) 必須定するとともに、 認言面条を参加すべ</li> </ol>	7.3.4 点が出版をした。 2.3.4 点が出版をした体系的を選えした、設計開発計画に伴った、次 に掲げる事項を目的とした体系的を審査した下「設計開発ドレニー」と いう。)を実施する。 3.2 試用限の結果の値別業務等美本項への適合性について評価する こと。 め、設計開発の結果の値別業務等美本項への適合性について評価する こと。 必要な相能を提案すること。 2.2 調識は、設計開発レビューに、追認的計問の内容を明確にし、 必要な相能を提案すること。		<ol> <li>3.1 欧計構発計画</li> <li>(1) 組織は、設計開発(あら原子炉加設において用いるための設計開発に 限る。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を実定するとともに、 設計開発を管理する。</li> </ol>	<ol> <li>3.2 設計構成に用いる情報</li> <li>(1) 組織は、値別業務等要求事項とって設計開発に用いる情報であって、</li> </ol>	能置許可本文十一号	3.4 点計用後レビュー 3.4 点計用後レビュー (2) だい認知で事項を通知な実施において、設計用発計画にしたがっ て、沈に認行手項を目的としても系的な操作して、「営計用発」で 3.2 計量のを提供の知道を発展していて、「営計用発」で また。こという)を発展する。 注意計画家の書架の知道影響等要求事項、の適合性こついて評価 することは認知を必要が合においては、当該問題の特定性明確に し、必要な消費を経営すること、 「記述は、認知目型とレニー」、「該認計用像レビューの特定をなっ ていておけ用用名の者に関加する高量をかの「読読計用発に係る ことの意評用用名の者に関加する第一の意味に関本して」、したを習出する。 の意味に出る言葉した相談に係る意識を小成し、これを習出する。	3.1 設計開発計画 1) 組織は、認計開発(専ら原子が施設において用いるための設計開発 に図る。)の計画(以下)認計開発計画」という。)を策定するととも に、設計開発を管理する。	3.2 急計用発に用いる情報 し、これを構成に置いる情報であって、 次におけるものを引催に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成 し、これを確定では正式の意要を取知 し、これを確定では正式の意要を取 し、これを確定して正式に解決から好られた情報であって、当該説計問 し、前面の算成して正式に解決から好られた情報であって、当該説計問 で、回知法」 の、これの確認に目れてない。	3.3.記計用発の結果に係る情報 出して確認に、認知性的を結果に係る情報を、設計用項に用いた情報と対 出して確認に、認知性的を成素に成本では考定。 3.3.認計用発のがの原稿でデロセスに進むに当たり、あらかじ 9.3.認計用発のが原因に希望を発する。 4.2.認計用扱いが成正常を発する。 9.3.認計用医の確認にに係る情報を、次に掲げる事項に適合する 9.3.認計用をの確認にに係り解除を、次に掲げる事項に適合する 9.3.3.1.1.1.2.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2	
品管规则	(設計用発計画) 第二十七条 原子力等業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用い るための設計開発に現る。)の計画(以下)設計開発評価、当にう。)を 筆信するとともに、設計開発を管理したければたらない。	(設計開発レビュー) 第二十条 原子力考案参写は、設計開発の適切な設確においく、設計開発 計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な新承 (以下「設計開 発しアュー」という。)を実施しなければたらない。 一設計開発の詰束の資料素務等要求事項への適合性にして不評価するこ と。 一説計開発の詰束の資料素務等要求事項への適合性にして不詳価するこ と。 一説計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、 必要な評価を提案すること。	1	(設計用金計画) 第二十七条 原子力学業者等は、設計開発(専ら原子力施設において用い るための設計開発に限る。)の計画(以下「設計開発評画」という。)を 筆定するとともに、設計開発を管理しなければならない。	(彼計開発に用いる情報) 第二十八条 原子力事業者等は、個別業務等要求事項として設計開発に用	以子力施設の統定のための業務に係る は Materian Lower Advances trains- materia	900 こおいて、認計開発 一部でついて評価すら の内容を明確にし の内容を明確にし であなび当該設計開発 成立し、これを管理	(4)11日本11日の11日、11日本11日本11日、11日本11日本11日本11日本11日本11日本	(22計冊発に用いる所報) 第二十八条 第子が業務に、他別業務等集本項として読計開発に用 いる情報であって、次に認知るものを明確に定めるとともに、温齢消費 に活る記載を評価し、ごれで管理しな方ればたならとともに、温齢消費 に活る記載を評価し、ごれで管理しな方ればなならい、当該認計用発 に満る記載を計量し、ごれで管理しな方ればなならい、当該認計用発 に成る記載を評価し、ごれで管理しな方ればなならい、当該認計用発 に成る記載を評価のないない。 一般能なが 目前のの意味した認計用発いた要素の味られ、 目前のの意味した。 二般がおけるになどの変更要素率項 の。所示力事業がれ、認計用発に用いる消費について、その設当社を注 (6)	(部計用発の結果に係る情報) 第二十元条 ポテナ事業者等に、総計開発の教薬に係る情報を、認計開発 に用いた解生を見たして検証することができる形式により発出したけれ、 にならない、当該設計開発の検認研ジプロセスに起いたらい。 また力量素者等は、設計開発の検認研ジプロセスに起いたらい。 か。 か。 また力量素者等は、設計開発の検知に係る情報を、次に掲げる事件。 か。 ここのできること。 部件の力量素者等は、設計開発の検知に係る情報を、次に掲げる事件。 か。 ここのできること。 部件のできたらってあること。 一部単にはならない。 のできること。 部件であるとしたがれたたらいで、 また力量素者等などからのであること。 一部単位を含むものであること。 日間根拠等などからのであること。 一部単位を含むものであること。 日間根拠等などからのであること。	

	島根原子力	発電所2号炉 適合性審査(2021年9月	 女川原子力発電所2号炉 有毒ガス					差異理由	
設置許可添付書類十一	明確にする。 なお、本申請において上記による活動を実施した。	<ul> <li>3. 3. 2 設計及び設計のプクトプクトに対する検証 設計を主営する箇所の長は、本申請における設計を以下のとおり実施 する。</li> <li>10 単語者作成のとんの設計</li> <li>10 単語者作成のための設計</li> <li>11 単語者作成のための設計</li> <li>12 単語子の第一の目前、本申請における申請書作成のための設計</li> <li>14 単語作成のための設計</li> <li>15 単純にないて重要な活動となる、「調査によ 要な施力のな話中の具定確保する」で重要な活動となる、「調査によ 基本に、設計を定する面積の長に、本申請における申請書作成のための設計</li> <li>15 単純にないて、個別に管理事項を実 協に通貨を確保する。</li> <li>14 位は、本申請において上記による活動を実施した。</li> <li>14 位は、本申請において上記による活動を実施した。</li> </ul>	(2) 設計のプウトプラトに対する検証 設計を主旨する箇所の長払、「3、3、2 読件及び設計のプウトプ テトに対する検証しのアウトプラトが設計のインプラト(3、3、1) 設計開発に知いる情報の到確化し、で与えられた要求事項に対する適合 性を確認した上で、要求事項を満たしていることの検証を、組織の要員 に指示する。 たお、この検証は当該業務を直接実施した所設計者以外の者に実施さ せる。 なお、本申請において上記による活動を実施した。	2013 設計のプリナンケーズの上述する修葺	なお、木牛舗において上品によら活動を20個した。 など、本牛舗において上品によら活動を20個した。 認計を主管する組織の長に、本中請における中請書作成のとめの設 計からのアナトックトを結に、本田市の支配を20個した。 なお、木牛舗において上記による活動を20個した。	(0) 申請必承認 記書を工学する組織の長は、仲親した資利を取りまとめ。所子伊施 記述を工学する組織の長は、 市業人が有益ので構し、希望及び組織を得る。 また、本申請の感出手続きを主管する組組の長は、店子戸施設供交 委員会の審議を得た本申請というにて、原子力 規制委員会への私工業をの承認を行る。 なお、本申請において上記による活動を実施した。	3.3.3 同時における変も 設計を主体するも価値の反応、設計の変更が必要となった場合、各流計 載長のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受 けた限期以降の設計結果を必要に応じ修正する。	<ul> <li>3.3.1 新株在周接有行に関しての本中制における設計管理の特例</li> <li>3.3.1 新株在周接有行に関しての本中制における設計管理の特徴</li> <li>2.5 素約0.5.2 用できりで、300 になり方角用における気を必確とのための認保特</li> <li>2.6 本の素質の第一方に来りつ助用に目するごと称かって認い等量</li> <li>2.6 本の時間については、201 年の1000に目前で、201 年のたいする気制</li> <li>2.7 本い目前における自知者中の以に「「「「「「」」」の主人の主人の主人の言い意味で、201 日</li> <li>2.8 本い間にこいてに示す管理を実施した。</li> <li>3.1 日報者の長裕の評価</li> <li>3.1 日報者の長裕の評価</li> <li>3.1 日報者の長代の単純金を加かったは、201 年の一方のに、201 回転</li> <li>3.1 日報者の長裕の評価</li> <li>3.1 日報報告報</li> <li>3.1 日報名書の長知の正価</li> <li>3.1 日報名書の長知の美術の正式</li> <li>3.1 日報名書の長知の主任</li> <li>3.1 日報名書の</li> <li>3.1 日報名書の</li> <li>3.1 日報名書の長知の主任</li> <li>3.1 日報名書の</li> <li>3.1 日報名書の&lt;</li></ul>	<ul> <li>記載表現の相違</li> <li>記載方針の相違</li> <li>活動状況の相違</li> </ul>
設置許可本文十一号	然に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成 し、これを管理しる。 a. 機能及び性能に応る要求事項 b. 疫病の類似した設計開発から身られた情報であって、当該設計開発 に用いる情報として適用可能たもの c. 関係法令 d. その確認計開発に必要な要求事項 d. その確認計開発に用いる情報について、その要当性を評価し、未認 する。	<ul> <li>3.3 設計構築の結果に係る情報、</li> <li>4.48441、設計構築の結果に係る情報を、該計構築に用いた情報と対して依証することができる形式にこり管理する。</li> <li>して確認い、設計開発の活環に係る情報を示認すっていて通じた当い。あらかじ、</li> <li>当該設計開発の法課に係る情報を示認すっていて通じた事にあった。</li> <li>5.46444</li> <li>5.4644&lt;</li></ul>	3.5 設計開発の検証 (組織は、設計開発の検証を) (組織は、設計開発を成果が適切条約等要求事項に適合している状態や 確保するために、設計開発を増加した。 (組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証やさせない ) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (	設置許可本文十一号 7.3.5 記計開発の有証 (1) 雑農は、設計用発の結果が確認実務等要求非正適合している状態 全確保するために、設計用発計前にしたがって簡正を実施する。 (3) 組織は、当該設計用発を行った要員に当該設計開発の施正をさせな い。	ĩ	)	1) 創業は、酸白素度の等度 の学校、10 創業は、酸白素の変更を行った場合においては、結成変更の を離別することができるようにするとともに、当該変更に係る記 作誌に、点は予算する。 り、細胞に、酸白素のな変更を行うに当たり、あらかじめ、筆売、 ある。 なな室白細胞にすい、酸子酸の変更の変更の変加であたにおいて、 設計解除の変更の変更の変加によった。 し、酸白素にも一般の変更の変更の変加になった。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの加重をつた。 し、一般のの一般のでのでの し、一般ののでの し、一般での し、一般のでの し、 し、一般のでの し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、 し、	1 調道 11 調道 11 副語グロセンス 11 副語グロービス 10 意見だする観音がも称品人は役者(以下「開通物品等」という」) 16 点見でする話がでいたるが非常に定って、 前には、現式的価品であられ、 16 点見でするはったは、このに、 前には、現式的価値で見ていて、 前には、現式的価値である。 10 前には、現式の価値ではいて、 前になったが、 一般に変相していた。 をして、 ことを確認できるように、常用の力法及び程度を定める。	
品管規則	いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に 係る課題を作成し、これを管理しなければならない。 一般進及び性能に応る要求事項 一般進及び性能に応る要求事項 一般進及られた満日可能なもの 用いる情報しして適用可能なもの 二 間係法令 回 その他設計開発に必要な要求事項 回 その他設計開発に必要な要求事項 回 その他設計開発に多なな要求事項 個 人が第二人が非式ならない。	価格の結果に係る情報を、設計開 とができる形式により管理しなけ 低る情報を、設計したければならなり 協会の情報を、就に出げる多な のに適合者来を、かに出げる多な のに適合者来を、のであること。 参の実施のために通切た情報を優任 と。	19個にであること。 (第2件)開発の検証) 第三十一条 原子力事業者等は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に 適合している状態を確保するために、設計開発計画に良った検証を実施し なければならない。 3 原子力事業者等は、当該設計開発を行った要員に第一項の検証をさせ ((武社のたない。 ((武社のたない。) 第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階においへ、設計開発 第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階においへ、設計開発 第三十条 原子力事業者等は、設計開発の適切な段階においへ、設計開発 第一件。	MF1-10年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19年の19	1	1	(2)計算の変更ので置いていた。 (2)計算の変更ので置いていた。 当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更 に訴否加能を付加し、これを評判したがればならかい、 2) 原一力事業が有し、これを評判したがればならかい、 3) 原一力事業がない、記計用限のの変更を行うに言とい、あらいしい。 者、彼正式の容量相関係をすい、記書用限のの変更と行うに言とい、あらいしい。 第 (原一力事業者では、認定者の素の変更と行うに言とい、あらいしい。 3) 原一力事業者では、認定者の素の確定で、認計用限の変更が原行力値 2) 認じた者で影響の可能は認定すり値がを確認です。 2) 第二人工業者の素ので、認識用用限の変更が原行力値 2) 2) 2) 2) 2) 2) 2) 2) 2) 2) 2) 2) 2) 2	(福祉デロセス) 第二十日本 ルテナカ事業を等に、福祉する始品又は役務(以下「福祉物品等」 第二十日本 ルテナカ事業を等に、福祉する始品又は役務(以下「福祉物品等」 たい、ション、ション: 通信学校 市政(主要) 変形の(にの)、「福祉的品が 等要次的[3]、上の一方、「二、通信子」まってしたければからか。 第二の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一方の一 に、一つ時からがない物になった。」 「「「一」」、「「一」」、「一」「「「」」、「一」「「「」」、「「」」、「」」、	

	島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年	≦9月6日版)		女	川原子力発電所2号炉 有毒ガス			差異理由
設置許可添付書類十一	<ul> <li>1 申請書の作成</li> <li>2 読計を主管する箇所の長は、本中請における申請書作成のための設計</li> <li>2 からのアウトブットを表に、本申請に必要な審判等を取りまとめる。</li> <li>2 なお、本申請において上記による活動を実施した。</li> <li>1 申請書の承認</li> </ul>	本中語の独田報達さを主管する面切の供上、成子力規模集会の 兼職及び確認を得た本申請においる申請者について、原子力規模委員会 への提出未常を得る。 なお、本中間において上記による活動を実施した。 なお、本中間において上記による活動を実施した。 認計を主管すて箇所の長は、該計の変更が必要とたった場合、各設計 説書のうち、影響を受けるものについて必要な設計を実施し、影響を受 けた原酵以降の設計演果を必要に応じ修正する。	2.4.2 供給者の進定 設置許可添付。時期十一 に、1.2 供給者の進定 調査を主管する相信のたけ、本申請における設計に必要な調査を行う 調査を主管する相信の実は、、、契約を主管する相違の実へ快 者合い道定を必要すする。 定意に必要でを要求可容。1.3 4.1 任給者の技術的評価」で、 技術な能力があるこ本制能したは特殊者がする。 ため、本申請においても記による活動を実施した。 ため、本申請においても記による活動を実施した。	調査を主管する可能のたは、調達に関する品質体品質体品質体活動を行うに当た って、以下に基づき含蓄積を実施する。 って、以下に基づき含蓄積を実施する。 って、以下に基づき含蓄積を実施する。	(1) は振動の時間、 調査を主管する課題の長は、業務の内容に応じ、設置許可本文十一 見述あった調査数を確認した時基金作成し、供給者の業務変施 状況を適切に管理する。(3.4.3.3) 調道して役務の検託」参照))	(2) 調達した後務の施正 調達を主管する間部の長は、調達した役務の調達要求事項を強たし 下いることを確認すすたかと問題した役務の保護を行う。 ていることを確認すすたかと問題した役務の保護を行う。 你給者殆で優議正を見能する場合は、あらかしなら低量で必要 反び調道した役務のリリースの方法を明確にしたよで、施証を行う。	3.4.4 供給者に対する協定整査 総括に対する認定と言する品単の長は、供給者の最質保証指象及 的能な反金を発し維持するために、低影者に対する品質監査を実施す 行れていることを確認するために、供読者に対する品質監査を実施す る。	・記載表現の相違 ・活動状況の相違
設置許可本文十一号	<ul> <li>ハシ)、を実施する。</li> <li>こ 設計開発の高度の観知業務等要求事項への適合性について評価する こと。</li> <li>こ 設計開発に周囲がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、 と変な措置を提案すること。</li> <li>(2) 認識は、設計開発レビューに、当該設計開発に係る専 目録を参加すせる。</li> <li>3) 認定指用系の請求に係る情報を、該評問第に用いた情報と対比 目前には、設計開発の結果に係る情報を、該評問第に用いた情報と対比</li> <li>1) 認定指定することができる形式により管理する。</li> <li>1) 認定指定することができる形式により管理する。</li> <li>1) 認証計算をの結果に係る情報を、該評問第に当た。</li> <li>1) 認証計算をの結果に係る情報を、就評問第に当た。</li> <li>1) 認証計算をの読者に係る動別実務等数が事項に適合するもも</li> <li>1) 認定情報を必要する。</li> <li>1) 認証計算を必要が専門に適合するものであること。</li> <li>1) 認定情報等の読者に係る情報を不知する」のであること。</li> <li>1) 認定情報等の必要に係る情報を不知する」のであること。</li> <li>1) 認定情報等な会からのであること。</li> <li>1) 前提</li> </ul>	3.7 説計開発の変更の管理 組織は、説計開発の変更の管理 総計することができるようにするとともに、当該変更の内容を になる運動を作成 組織は、説計開発の変更を得ざる。 組織は、説計開発の変更を形において、説計開発の変更が明子の施 組織は、説計開発の変更を確認する。	部間許可本文十一号 3) 組織は、調査物品等要求事項にしたがい、測造物品等を供給する他 力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、適定する。	a - c Water and Maria	<ul> <li>7.1.3 開始品等法では一方件推定、大に持げる調達物品等販求中</li> <li>7.1.3 環境は、調整物品等に関サう情推に、大に持げる調達物品等販求中</li> <li>2.0.9 読書するしを含める。</li> <li>2.0.9 読書するしを含める。</li> <li>2.0.9 読書するの職任のご確定有な、実行循に係る要求事項</li> <li>a 調整的品等の供給者の職任のご庭に係る要求事項</li> <li>a 調整的品等の供給者の職任の主法、FULL時で多要求事項</li> <li>a 調整的品等の存続者が確応た定金はと言称定して、及び確指すこと</li> <li>b に認知品等の存続者の職任のご庭に係るを取す可</li> <li>b によび違体が必要素が良いに、用けず気化を行なし、及び確指すこと</li> <li>b に必要認識に、非常道能を引きののの保護者の</li> <li>b に必要認識に、たど道能工程等へのたいの問題業後をすうのの</li> <li>2.9 調整品品等の確認にに、たご該式職道物品等の依確者の</li> <li>3.1 調整的品等の実施者にして、用は確認者のの総書者では</li> <li>b に必要素がなどして、用述確認者の応告者の</li> <li>b に認知品等な素が可して、認識で確認者をするのの</li> <li>b に必要素がなどして、用述確認者の応告者の</li> <li>b に認知品等な素がに</li> <li>b に認知品等な素がものの</li> <li>b に認知品等な素が可して、認知品等な合成して、加益能品等の依認者では</li> <li>b に認知品等な素が可して、認知品等な合成して、加益能品等の依認者では</li> <li>b に認知品等な素がはてきたを含めしていたりに関することを含め</li> <li>b に認知品等な会談はにより当該工程等へのたいりに関することを含め</li> <li>b 1.0 調識に、調整物品等な会談けであるたに、加益能品等の依認者には</li> <li>b 1.0 調識と、非常認定者のなどの説に定れて、「</li> <li>b 1.0 調識では、認知品等な会談合によりは、</li> </ul>	7.4.3 調達物品等の除出 (1) 組織は,調達物品等の構造物品等要求年頃に適合しているようにす としたりに要要体験に知らりがまだめ、発音する、 2) 組織は,調量物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を 実活することとしたときれ,当該保証の実施室額なび調達物に等の供 給者からの田香の可否の決定の方法について調達物品等要求年頃の中 で得編に定める。	7.4.1 職達プロセス (1) 職連大 (14) そろめ品又社会務 (0)下「副該物品等」 という。) 自ら規定する場面を執定等も必要求単項 (0)下「創産物品等要求単項 という。) に適合するようにする。	
品管规则	除・ビュー」という」を実施しなければからたい。 ※・「記計開発の減実の預別業務等要未可への適合性について評価すること。 ここ記計開発に開始からる場合においては、当該問題の内容を明確にし、 必要な措置を提案すること。 この要とかってお評計開発しビューに、当該配理の内容を明確にし、 必要な消費を提案すること。 2. 原子力事業者等は、説計開発のに加入化されたのな(2) 2. 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、説計開発 に係んかっている説計開発をしたってい、当該配計開発レビューのな(2) ※とかってお読む目生なければたらない。 1. (2) 第二十九条 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、説計開発(1) 1. (2) 第二十九条 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、説計開発(1) 1. (2) 第二十九条 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、説計研究(1) 1. (2) 2. 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、説計研究(1) 1. (2) 2. 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、読む指定しい。(3) 3. 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、読む評判2000 2. (2) 2. 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に 自定したものでものであること。 2. (2) 2. 原子力事業者等は、説計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に 自定したものであること。 3. 原子力事業者等は、説計開発の意味に係る情報を、次に掲げる事項に 自定したものであること。 3. (2) 2. (2) 2. (2) 2. (2) 3. (2) 3. (2) 3. (2) 3. (2) 4. (2) 5. (2) 3. (2) 4. (2) 5. (3) 5. (4) 5. (2) 5. (2) 5. (2) 5. (3) 5. (4) 5. (2) 5. (4) 5. (4) 5. (4) 5. (5) 5. (5) 5. (5) 5. (6) 5. (6) 5. (6) 5. (6) 5. (7) 5. (6) 5. (6) 5. (7) 5. (6) 5. (7) 5. (6) 5. (7) 5. (7) 5. (6) 5. (7) 5. (6) 5. (6) 5. (7)<	<ul> <li>(設計開発の変更の管理)</li> <li>第二十三条 原子力事業者写に、設計開発の変更を行った場合においては、(1)</li> <li>第二十三条 原子力事業者写に、説言が見るともに、当該変更に「</li> <li>14点を取ったこれを管理したければたらない、</li> <li>26点子力等者を信い、これを管理したければたらない、</li> <li>26点子力等者等に、前前原系において、武計開発の変更が行うたい。</li> <li>36元子力集者等に、前前の香者において、武計開発の変更が近子力施(3)</li> <li>第二人員案を得成する法語になければたらない、</li> </ul>	取子子施設の保定のための変務に係る 品配管理に必要な時间の基準に関する規則 る 防土力事業者等は、調達物品等要求非可に定い、調達物品等を供給す る 能力を供給として消退物品等の供給を評価し、適定しなければなら ない。	and the second se	(福岡市政家家年的) (福岡市政家家年年の)。該当するとの主治いた日本の主人、 (福岡市政家を来すい、連連物品等に用する情報に、次に掲げる) (福岡市政会まま年の)。該当するとの主治いた日本にらんたい。 (福岡市政会まま年の)。該当するとの主治いた日本にならない。 (福岡市政会は来行の)に定する、シナトンンテントは着急取来年項 (三個市地局の中に結合の主任の人に係る要求年項 三個市地局の中に結合の主任の人に係る要求年項 三個市地局の中に結合の主任の人に係る要求年項 三個市市会の代表がのたらな全人に依否取来年項 三個市市会の代表がのたらな全人になられば、人び報知するため に必要と変化すす。 二、一般に第一部との学校にない、「「「「「」」」、「「「」」、「「」」、「」、 「」、「」」、「」、 「」、	(調道物品等の検証) 第三十六条 原子力事業者等は、調道物品等が調達物品等要求事項に適合 しているようにすえために必要な確認の汚法を定め、実施したければならな しているようにすぞれために必要な物理のの指治者の工業要において調道物品等 の様式を当該の指例での名の指例の可名の分配について調道物品等要求が知 中で明確に定めなければならない、	(醸造プロセス) 第二日本業、原子力事業者等に、調査する地品スは後務(JF「調査物品等) まいう、)が、目ら規定する調査物品等に成み要求事項(JF「調産物品 等要求事項」という。、に適合するようにしなければならない。	

		島根原子力発電所2号炉 適合性審査 (2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一		<ol> <li>3. 3. 4 新成社園(使存行): 開しての木中語における設計管理の分向 設計を主管する箇所の長い実施する本申請における成計管理の公式の成款 たまする箇所の長い実施する本申請における成式評価のための成款 た本申請における申請書作成に店る社内事能文式は広本設計で完成る 通信</li> <li>2. 4 本中国における申請書作成に店る社内事能文式は広本設計に第60回 通復品の修正によいで引請者作成に店る社内事能文式は広本設計に活る回 通復品の修正における申請者作成に店る社内事能文式は広本設計に活る回 通復品の修正によりき変更明でされた所一単に広く説明することからに、設置許可 本文十一号に広いる以下に小管理を実施する。</li> <li>3. 4 本中国における申請の供礼、調道管理を確実してるために、設置許可 本文十一号に広いる以下に小管理を実施する。</li> <li>3. 4 本中国における南部新用の方法 調査を主管する箇所の長礼、報告が必要に確認 品の修正にする技術的な能力を判断の保護して、供給者の技術的評価を 実施する。</li> <li>3. 4. 1 供給者の技術的評価を 実施する。</li> <li>3. 4. 1 供給者の技術の評価を 調査を主管する箇所の長仁、本申請における設計に必要な調査を行う 場合、調査と主管する箇所の長仁、本申請における設計に必要な認識を行う 場合、調査を伝統する。また、契約を主管する箇所の氏礼、「3. 4.</li> <li>3. 4. 3 周道管理</li> <li>3. 4. 3 国道管理</li> <li>3. 4. 3 300</li> <li>3. 4. 3 30</li> <li>3. 4. 3</li></ol>	国際許可添付非務計ーー 副能許可添付非務計ーー 1.5 本申請における広告文書及の記録については、通常・キンジナ た文書によっさ中成される大書及の記録については、通常・キンジナ た文書によっさ中成される大書及の記録については、通常・キンジナ 本申請における広報を作成される大器の所知に、 2.6 本申請における所能のに応み出催性理の決定等 、 その後の工作等の行動に係る品質で知の力法 、 その後の工作等の行動に係る品質で知の力法 、 その後の工作等の行動に係る自てで知の力法 、 その後の工作等の行動に係る自てで知の力法 、 その後の工作等の行動に係る自てで知力法 、 その後の工作等の行動に係る自てで知の力法 、 その後の工作等の行動に、第1回に示す未成組織なり発展する。 、 こ 1 たったの工作等の行動に、第1回に示す未成組織なり発展がに 、 こ 1 たったの工作等の行動に、第1回に示す未成組織なり名類所記録に係 る所はです物にする。 は、 その後の設計、工作等の予約の道用。 、 1 こ その後の工作等の介護者による 、 2.1 たったの工作等の介護者による 、 2.1 たいだしたいで行う。 、 2.1 たいだした。 、 2.1 たいだしてする。 、 2.1 たいだしたいで行う。 、 2.1 たいだした。 、 2.1 たいだして非常ののな際によがに、 、 4.1 たいないて下する 、 2.1 たいたいで行う。 、 2.1 たいたいたいたいたいたいたいたいたいたいた 本自たしたい認識が明確における 、 2.1 たいたいで行う。 、 2.1 たいだいたいためたかした。 、 2.1 たいだして非常ののな際におけていた。 、 2.1 たいたいで行う。 、 2.1 たいたいで行う。 、 2.1 たいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたいたい	・記載表現の相違
設置許可本文十一号	1 世家署の評価を含む。を行う。 (4) 組織は、(2)の書書、検ב及び妥当性確認の結果の記録及びその結果 に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。	<ul> <li>4 調達</li> <li>4 調達</li> <li>4 調達</li> <li>4.1 調達/コセス</li> <li>4.1 調査/コレス</li> <li>4.1 調査/コレス</li> <li>4.1 1 1 (調査/コレス</li> <li>4.1 1 (調査/コレス</li> <li>4.2 調査/加品等の供給者を評価し、通定する。</li> <li>4.2 調査/加品等の供給者を評価し、通定する。</li> <li>4.2 調査/加品等の供給者を評価し、通定する。</li> <li>4.2 調査/加品等の供給者を評価し、通定する。</li> <li>5. 該当社のものを言める。</li> <li>6. 副連参加等の供給者を認知</li> </ul>	3.3 次番の管用 認識法」前です。 2.3 文書の管用 (1.3 文書の管用) (1.3 支持の管用) (1.4 認知の学校) 2.4 認知の書」 (1.4 認知の書) (1.4 認知の書) (1.4 認知の書) (1.4 認知の書) (1.4 認知者) (1.4 認知者) (1.5 10.0 (1.4 (1.4 (1.5 10.0 (1	
品管規則	影響の評価を含む。) を行わなければならない。 4 原子力等素者等は、第二項の審査、統正反び発当情確認の結果の記録 及びその結果にあづき課じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなけ ればならない。	<ul> <li>「個地プロセス)</li> <li>「個地プロセス)</li> <li>「「個地プロセス)</li> <li>第二十四条 原子力非常者等は、調油する物品又は役役(以下「調油物品</li> <li>第二十四条 原子力非常者等は、調油する物品又は役役(以下「調油物品</li> <li>第二十四条 原子力非常者等は、調油の方法反び物度を述めなければたらない。</li> <li>2 即兵力が東着等は、保護局の方法反び物度を述めなければたらない。</li> <li>2 中京子力非常者等は、調油物品等の方法反び物度を述めなければたらなく</li> <li>1、この自合において、一般電源用工業品については、調油的品等の供給者</li> <li>2 レ、この自合において、一般電源用工業品については、調油的品等の供給者</li> <li>2 レ、この自合において、一般電源目二単に一般電源目になければたらなく</li> <li>2 レ、この自合において、一般電源目二単に一般電源目のの目的等の供給者</li> <li>2 レ、この自合において、一般電源目によいて、調油的品等の供給者</li> <li>2 レ、この自合において、一般電源目によいて、調査的品等を注意がない はればたらない。</li> <li>3 原子力事業者等は、調道物品等の供給者を評価し、適定しなければならなく</li> <li>3 原子力事業者等は、調道物品等の供給者を評価し、適定しなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、調道物品等の供給者を評価し、適定しなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、調通物品等に係る。</li> <li>3 原子力事業者等は、調査物品等の供給者を評価し、適定しなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、調査物品等の付給者を評価し、適定しなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、調査物品等の供給者を評価し、適定しなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、調査物品等の供給者を評価し、適定しなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、調査物品等に係る。</li> <li>3 原子力事業者等は、調査物品等の供給者を評価し、適定しなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、</li> <li>3 原子力事業者を認られ、</li> <li>3 原子力事業者等は、</li> <li>3 原子力事業者でものを含めなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、</li> <li>3 原子力事業者でものを含めなければならない。</li> <li>3 原子力事業者等は、</li> <li>3 原子力事業者等は、</li> <li>3 原本の書の供給金</li> <li>3 原本の書の供給金</li> <li>3 原本素がものを含めなければならない。</li> <li>3 原本目の書の</li> <li>3 原本素がものを含めなければならない。</li> <li>3 原本の書の</li> <li>3 原本の書の</li> <li>3 原本者の言のを含めなければならない。</li> <li>3 原本の書の</li> <li>3 原本素がものを含めなければならない。</li> <li>3 原本素がもの</li> <li>3 原本素がもの</li> <li>3 原本の書の</li> <li>3 原本の書の</li> <li>3 原本素がもの</li> <li>3 原本の書の</li> <li>3 原本の書の</li></ul>	催子ナーに、「「「「「「」」」」」「「「」」」」」」「「」」」」」「「」」」」」「「」」」」	

	島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	<ul> <li>() 調通した投粉の検証</li> <li>() 調通した投粉の検証</li> <li>() 調通した投粉の検証</li> <li>() 調通した投粉の検証</li> <li>() 調通した投粉の検証</li> <li>() 第進した投影の検証を消した</li> <li>() からことを確認される「加減した投影の検証を消う。</li> <li>() 休治者先で検証を実施する場合は、あらかじめ仕細胞で除症の要領及び調達した投格のリリースの方法を明確にしたした。</li> <li>() 引、引、引、社会性意を実施する協同の長は、供給者の品質保証活動反び検査な女会文化を含成し維持するために、非外継者を実施する。</li> <li>() 引、引、引、社会に加減して、かつ、確認と行う。</li> <li>() 本中語におざる変善及び配換の管理</li> <li>() 本中語におざる変善及び配換の管理</li> <li>() 本中語におざる変善及び配換の管理</li> <li>() 本中語におざる変善なび配換については、認識許可本文十</li> <li>() 小したいたこと、</li> <li>() 本中語におざる変善なび配換の管理</li> <li>() 本中語におざる変要する</li> <li>() 本中語におざる変要する</li> <li>() () 本市法でおざる意向に管理を応応</li> <li>() () 本市法におざる変換していたた。</li> </ul>	<ul> <li>いてに、高価市中本メトーかにあっき以下りとおり実施すら、</li> <li>(3) その後の週計に係る最高額第可能作業額十一</li> <li>(3) その後の週計に係る最高額第可能作業額十一</li> <li>(4) その後の週計に係る最高額第一次</li> <li>(3) その後の週計に係る最高額</li> <li>(4) その後の週刊を実施する</li> <li>(5) 他子子会いの以出や実施する</li> <li>(5) 他子子会いの以出や実施する</li> <li>(4) 市会いのの記書を定する</li> <li>(5) 市主部でする</li> <li>(5) 市主部である</li> <li>(5) 市主部である</li> <li>(5) 市主部である</li> <li>(5) 市主部である</li> <li>(5) 市主部である</li> <li>(5) 市地市</li> <li>(5) 市主部である</li> <li>(5) 市市</li> <li>(5) 市市</li> <li>(5) 市地市</li> <li>(5) 市地市</li> <li>(5) 市地市</li> <li>(5) 市地市</li> <li>(5) 市地市</li> <li>(6) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(8) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(2) 市</li> <li>(2) 市</li> <li>(3) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(3) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(3) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(5) 市</li> <li>(6) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(8) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(2) 市</li> <li>(3) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(5) 市</li> <li>(6) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(8) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(2) 市</li> <li>(3) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(4) 市</li> <li>(5) 市</li> <li>(6) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(7) 市</li> <li>(8) 市</li> <li>(9) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(1) 市</li> <li>(1) 市<th><ul> <li>記載表現の相違</li> </ul></th></li></ul>	<ul> <li>記載表現の相違</li> </ul>
設置許可本文十一号	<ul> <li>(a) 調達物品等の下進合の現在及び処理に係る要求事項</li> <li>(b) 調達物品等の供給者が観念な空余全式化を有成し、及び確幹するため</li> <li>(c) 調達物品等の供給者が観念な空余余項に、及び確幹するため</li> <li>(c) 認識時品等の供給者が観念な空余本項(</li> <li>(c) 記述(</li> <li>(c) 認識時品等の供給者の「第二人」</li> <li>(c) (2) 追捕法, 調達物品等の領統的方法を完成、有面子の</li> <li>(c) (2) 追捕法, 調達物品等の現結者の二部等において「調査物品等の保給者」</li> <li>(c) (2) 追捕法, 調達物品等の保給者の「</li> <li>(c) (2) 追捕法, 調達物品等の保給者の「</li> <li>(c) (2) 追捕法, 調達物品等の保給者の「</li> <li>(c) (2) 追捕法, 調達物品等の保給者の「</li> <li>(c) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2) (2</li></ul>	(1) 金融計画委員会」の設計画委員会」を設定した。            部構成、設計開発の「大大一号」            市市会会加きせる。            部構成、設計開発として一の結果なご提供取ない当該設計開発に応 部構成、認識研究として認計開発として、            ・市場に、「「「「「「」」」」」」、            ・市場に、            ・市場に、     <	
品管规则	国 調連物品等の下適合の病否な必須生活の要求事項 正 調連物品等の下適合の病否な必定全工と有成し、及び維持するために 必要な要求事項 正 通道物品等の供給者が確全な安全工と有成し、及び維持するために 必要な要求事項 上 そうのは調査物品等に必要な要求事項 (調造物品等の成款) 第二十大条 原子力事業者等は、調道物品等が調達物品等要求非項に適合 (一ているようにするために必要定物通道の方法定定め、実施したければなら ない。 2. 原子力事業者等は、調道や品等が認定の方法定定のいて調道物品等要求非可に こでいるようにするために必要定物通道の方法について調道物品等要求非可に 2. 第子力事業者等は、調道や品を引起ては保護(UT)「調道物品等 の供給金欠額」という。)が、「自然するようにしたければなら の中で明確に定めらければならない」が認知品の原動品等要求非可に の中で明確に定めらければならない。 (回避からの出資の本が定く方法にしたければならなかい。) (回避からの出資の本がで、加強の品及は保護の保護の確認の の保給金欠額」という。)が、「自然中で高品又は存在。 (人) (回避かで))が、「自然中で高量的生活の定式」になければなら ない。 (回避からの出資の本ができるように下原点し、保護者の単常にす るともちた。」追認可能か、最少オット文者を管理したければならない。 (大都の管理)) (人名前日本が、おンマントンズラムント文者を管理したければならない。) (人名前日本本、以上的別素約等地要求事項に、) (不適合の管理)) (A2100回業約5年に、副別素約等要求率項に、) (人名前日本本、所子力事業者等に、これを管理したけ対応的の重要な可能が のできたい。) (A210回業約5年の主法でできない)、当該職題等な文は 前回訳素約で始差し、これを管理したけ対応ならない。) (A2100回業約5年ので)、1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	取任力施設の保護のための業務に係る                協大力施設の保護のための業務に係る             「「「「「「「」」」」」」」「「」」」」」」」」「「」」」」」」	

		島根原子力	発電所2号炉 適合性審査	(2021年9月6日版)		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	4.1 その後の工事等の玩動に係る組織(組織内外の相互関係及び情報 伝達含む。) その後の工事等の活動は、第1回に示す本社組織及び発電承組織に係 る体制で変換すち。	<ol> <li>このののの記述、工事等の各段階とその審査</li> <li>2 その後の記述、工事等の各段階とその審査</li> <li>2 1 設計支び工事等におけるグレード分けは、発電用原子抑縮酸の安全上 設計及び工事等におけるグレード分けは、発電用原子抑縮酸の安全上 の重要度に応じて行う。</li> </ol>	1、2、2 歳井友で工事等の各段階とその審査 設計又は工事を主管する箇所の長並のに廃産を担当する箇所の長は、 その修における設計及び工事等の各段階において、アビューを実施する とともに、記録を管理する。 とともに、記録を管理する。 たな、認計の各段階におけるレビューについては、説計及び工事を主 管する組織の中で当該設備の設計に関する専門家を含めて実施する。	<ol> <li>その後の設計に係る風質管理の方法 認計を主管する箇所の長に、設工器における技術基準規則等への適合 性を確保するたらの設計を実施する。</li> <li>3.1 適合性確認対象政備に対する要求事項の明確化 その後の設計を主管する箇所の長は、設工器に必要な要求事項を明確 にする。</li> <li>4.3.1 適合性確認対象な協同の確化</li> <li>4.3.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.</li></ol>	<ol> <li>3.3 設計支び設計のアウトブットに対する検証</li> <li>3.4 3.3 設計支で設計のでした。適合性確認対象設備の技術法専規則等へ の適合性を完全ためたの設計を実施する。</li> <li>0.3 法未設計与約の140.(2011-1)</li> <li>(1) 法未設計与約の140.(2011-1)</li> <li>(1) 法未設計与約の140.(2011-1)</li> <li>(1) 法未設計与約の140.(2011-1)</li> </ol>	<ul> <li>         (6) 彼工部中耕作が作成         (7) 彼工部中耕作が作成         (7) 彼工部中耕作が作成         (7) 彼工部中耕作が作成         (7) 彼工部中耕作が作成         (7) 彼工部中計画が作成         (7) 成工部中計画が作成         (7) 成工部中計画が         (7) 成工部中計画が作成         (7) 成工部中計画が         (7) 成 (7) 1 (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7) (7)</li></ul>	・記載表現の相違
設置許可本文十一号	5.1 責任及び確認 社民は、部門及び変良の責任及び輸展地では、部門用近間の業務の単価 を述められ、開係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにす る。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3、4、後洋開発レビュー 、通識は、設計開発しビュー に関わる事項を目的とした体系的完善者(以下「設計開発計画に従った、次 に関わる事項を目的とした体系的完善者(以下「設計開発レビュー」と いう。) を実施する。 、設計用金の部長の意味のにおいては、当該問題の内容を明確にし、 必要な措置を現業すること。 、意識は、設計開発レビューに、当該設計開発レアューの対象となって 、意要注册書の提供に関本する語の代表者及び当該設計開発してっての の意味計画を提供に関本する語の代表者及び当該設計開発に高多事 回答を参加する。	<ul> <li>3.1 成計開発計画</li> <li>3.3.1 成計開発計画</li> <li>4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.4.</li></ul>	- 2、3、3、20計開発の結果に係る情報 (1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比 (1)	高部計画後の強心が囲 (3) 設計開後の変更の所囲 を識別することができるようにするともに、当該変更に痛る記 を識別することができるようにするともに、当該変更に痛る記 と確認し、設計用後の変更で新して、、もたしも、希応. ( を認知することができるようにするともに、当該変更に痛る記 を認知することができるようにするともに、当該変更に痛る記 意思に及ばす影響の評価を含む。) をおして、 意思に及ばす影響の評価を含む。) をおして、 意思に及ばす影響の評価を含む。) をおして、 意思に及ばす影響の評価を含む。) を行う。 意思に及ばす影響の評価を含む。) を行う。 意思に及ばす影響の評価を含む。) を行う。 (4.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0.0	
品管規則	(責任及び増限) 第十四条 統容責任がは、部門及び契負の責任及び補限並びに割門用互同 の変わっ相変化めとすれ、服除する要員が責任を持って業務を遂行できる ようにしたければならない。	メントシステムに係る要求事項) メントシステムに係る要求事項) 清等は、保安活動の重要度に応じて、高質マキジメントシ し、通用したければならない。この場合において、次に掲げ こ考慮したければならない。	(20)計画をレビュー) 第二十条 原ナジ事業等なは、設計開発の適切な段階において、設計開発 第一十条 原ナジ事業であって、次に認ける事項を自むした作品的な資素(以下「設計開 施 アビュー」という」、を実施したければならない。 一 設計開発の結果の強烈業務等意味事項への適合性についた評価するこ し。 二 該計開発の結果の強烈業務等意味事項への適合性についた評価するこ と。 二 該計開発の指置がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、 必要な措置を指置かある場合においては、当該問題の内容を明確にし、 必要な指置を指置すること。	(成計問発計画) 第二十七条 原子力事業者等は、設計開発(体ら原子力施設において用い るための設計開発に扱ふ)の計画(以下「設計開発計画」という」を策 定するともに、設計開発を管理しなければならない、 (設計開発に用いる情報) 第二十八条 原子力事業者等は、裁別業務等要求事項として設計開発に用 第二十八条 原子力事業者等は、裁別業務等要求事項として設計開発に用 いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めなとともに、当該情報に 得る記録を作成し、これを管理しなければならない。	- (設計開発の鉄塔に係る情報) 第二十九条 原子力事業者等は、設計開発の結果に係る情報会、設計開発	<ul> <li>原子力産設の保護のための業務にある。</li> <li>原子力産設の保護のための業務にある。</li> <li>「成計冊金の変更の管則)</li> <li>「成計冊金の変更の管則)</li> <li>「(2)計冊金の変更の管則)</li> <li>(2)計冊金の変更の管則)</li> <li>(2)計冊金の変更の管則)</li> <li>(2)計冊金の変更の管則)</li> <li>(2)計一三条 原子力等業等なえ、設計用金の変更を行った場合においては、 「広義 (2)計冊金の変更を行い、「などき 2 とう」</li> <li>2) 取子力を表です。</li> <li>2) 取子力を表です。</li> <li>2) 取子力を表でない、1)を計用金の変更を行うこうと。</li> <li>5) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4</li></ul>	

島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由	
(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	2. 2111年11日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日1日	・記載表現の相違	
藤篋香戸町木文十一号  「「後述することができる後がしことを登せる」  「「後述することができる後がしことを登せる。」  「「後述することができる後がしことを登せる。  「「後述する」  「「後述」用金の採用のなの限のプロマスに進むに二たで, あらかじが  「「「後述」用金の採用のなの限のプロマスに進むに二たで, あらかじが  「「後述」用金の採用のなどの限のプロマスに通むこと。	組織は、認計層をの該抵に高く物金を、設計層金に用いた情報と対比 て検証することができる形式により管理する。 (1) 調査 (1) 調査 (1) 調査(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		
	<ul> <li>第二十九条 原子力事業考察は、設計用金の読択に係る() 第二十九条 原子力事業考察は、設計用金の読択に係る()</li> <li>「用いた情報と対して後記することができる形式により管理したけれ、し</li> <li>「用いた情報と対して後記することができる形式により管理したけれ、し</li> <li>(()()()()()()()()()()()()()()()()()()(</li></ul>		

	島根原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一	<ul> <li>(6) 武工振申請書の未認 成工能申請書の未認</li> <li>(6) 武工振申請書の未認</li> <li>所の長が中成した時科を取りまとめ、原子力発電院交委員会一句講し、 所の長が中成した時科を取りまとめ、原子力発電院交委員会一句講し、</li> <li>第歳とび部会員会。</li> <li>(7) 1 (前) 1(1) 1(1) 1(1) 1(1) 1(1) 1(1) 1(</li></ul>	<ul> <li>取業時可能付表類十一</li> <li>(4.4.1 供給者に考する通貨監査</li> <li>(4.4.1 供給者に考する通貨監査</li> <li>(4.4.1 供給者に考する通貨監査</li> <li>(4.4.1 供給者に考する通貨監査</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進貨監査</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進貨監査</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進貨監査</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進貨監査</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進貨ご</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進貨ご</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進貨ご</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進行の通貨</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進行の通貨</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進行の違貨</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進行の意情</li> <li>(4.4.1 供給者に対する進行の意情</li> <li>(4.4.1 に参切えたいたけ、通行は参加でのたけ、通貨</li> <li>(4.8 その後のご識合資類</li> <li>(4.8 その後のご識合資類</li> <li>(4.8 その後のご識合資類</li> <li>(4.8 その後ののご… 14.9 において発生した不適合について</li> <li>(4.8 その後ののご… 14.9 において発生した不適合について</li> <li>(4.8 その後ののご… 14.9 において発生した不適合について</li> <li>(4.8 その後ののご… 14.9 において発生した不適合について</li> <li>(4.8 その後ののご… 14.9 において第一件</li> <li>(4.8 その後ののご… 14.9 において</li> <li>(5.1 注)の、適合性を維持する。</li> <li>(5.1 適合性確認者案認知の使用用が表示が読むの女といの重要に応じたが成時は第一番第二</li> <li>(4.4 においてきたいては、通知者ではおいてので、該希望でについて</li> <li>(4.5 と)の第一件</li> <li>(5.5 ご)のの適合(1.1 通貨)の第一件</li> <li>(5.5 ご)ののご適合(1.1 通貨)の第一件</li> <li>(5.5 ご)のの適合(1.1 通貨)の第二件</li> <li>(5.5 ご)ののごうのがた</li> <li>(5.5 ご)の前貨</li> <li>(5.5 ご) (5.5 において)の前貨</li> <li>(5.5 ご)(5.5 において)(5.5 に</li></ul>	・記載表現の相違
設置許可不文十一号	<ul> <li>(1) 組織は、設計開発の次の段階のフロセズに進行された。からかじか、 写認定目開発の結果に伝る情報金、次に関げる事項に通行するも、 のとする。</li> <li>3. 設計開発の成果に伝る情報金、次に関げる事項に通行するも、 のとする。</li> <li>3. 認計開発の読書のために通切た構築を提供、 し、自然のためること。</li> <li>4. 熱器等を安全かつ適正に使用するために不可久な当該機器等の特性 が明確であること。</li> <li>3. ご 設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を 認知すること。</li> <li>3. ご 設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を 2. またを管理する。</li> <li>4. 熱器等を安全かつ適正に使用するために下は、当該変更の内容を 2. またを管理する。</li> <li>3. ご 設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を 1. 細にた、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を 2. 出版であること。</li> <li>3. 2. 2. 設計開発の変更を行うためにするともに、当該変更に伝る記録を作成 1. 細にた、設計開発の変更の者ださいて、設計開発の変更の所不可能 1. 細にたいであること。</li> <li>3. 3. 2. 設計開発の変更の者ださいて、設計開発の変更の保存です。 3. 1. 1. 調査プロセス。</li> <li>4. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2. 2.</li></ul>	<ul> <li>21.1 調査プロセス</li> <li>21.1 調査プロセス</li> <li>21.1 調査プロセス</li> <li>第1.1 調査プロセス</li> <li>第1.1 調査プロセス</li> <li>第1.1 創造法, 調査子を動法スは役務(以下「調達物品等更未知可した), 上途合子るようにする。</li> <li>4.2.3 支援的管理</li> <li>4.2.3 支援的管理</li> <li>4.2.3 支援的管理</li> <li>4.2.3 支援的管理</li> <li>4.2.4 支援の管理</li> <li>4.2.4 支援の管理</li></ul>	
W	はなちらない、 このはたちない、 このにすりやま作者には、設計開発の活めの限備のプロセンに進むに当たり、 ちらかしめ、当該認知用表の請果に得る消解を未成したければならない、 ちらかしめ、当該認知用表の請果に得る消解を未成したければならない、 高合するものでしなければならない、 通信・職論であること。 二 一 一 ごうかざ用用品で活るが明確が完めに適切な解除を使用す ちものであること。 二 一 一 二 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 1 1 1 1	<ul> <li>原示力施設の保安のための業券に係る</li> <li>原示力施設の保安のための業券に係る</li> <li>(調査/ロモペ)</li> <li>(調査/ロモペ)</li> <li>(調査/ロモペ)</li> <li>(調査/ロモペ)</li> <li>(調査/ロモペ)</li> <li>(調査/ロモペ)</li> <li>(調査/ロモペ)</li> <li>(二)</li> <li>(二)</li></ul>	

	島根	原子力発電所2号炉 適合性審査(2021年9月6日版)		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
設置許可添付書類十一		- 年日 - 11 - 11	<ol> <li>6 脱工器における調達管理の方法 調査を主管する協府の長に,設工器で行う調達管理を確実にするため に,品質管理に関する事項に払づき以下に示す管理を実施する。</li> <li>6.1 供給者の技術的評価</li> </ol>		
	b. 調達、機器等の使用及び範別実務の実施のために適切な情報を提供 するものであること。 c. 合否切応基理を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性 が明確であること。	2.4 機器等の検査等 計量は、機器等の検査等 部計に違って、額別務約を払んっ適合性を検証するために、個別 高計能に違って、額別務約を低るフレモンの適切な段階にお に、民用的事業検査等を支援する要員をごの対象となる機器等を所管す 目前事業、保護部の確定にして、使用市事業検査等の強心性( 目前事業、保護部の確認になっての対象となる機器等を所管す 目前事業者検査等の中心性及び信頼性が損なわれないことを う.)を確保する。	<ol> <li>1 調達</li> <li>1. 関連プロセス</li> <li>1.1 関連する物品又は夜防(以下「調達物品等」という。)が、</li> <li>(1) 相談は、調達する物品又は夜防(以下「調達物品等更本項」)</li> <li>自ら規定する調査物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」)</li> </ol>		
品管规则	<ul> <li>一 設計開発に病る菌別業務等原未有に加合するものである」と、</li> <li>一 調道、機器等の使用及び菌別業務の実施の大能のために適切な装束を提升するものでも。</li> <li>6 ものであること。</li> <li>1 命名可応係罪を必むものへもること。</li> <li>1 命名可応保罪を必むものへもること。</li> <li>1 価格官所保罪を必むものへもること。</li> <li>1 価格官所保罪を必むものへもること。</li> <li>1 価格官が完かくの論に応用するためによる。</li> <li>1 開催やらいた。</li> <li>1 開催やらいた。</li> </ul>	(機器等の検索等) 第四十八条 原子力事業者案は、機器等に係る要求事項への適合性を検証 するために、値別業務的実施計画に違って、値別業務の実施に係るプロセスなわれば ならない。 ちらない。 5 原子力事業者等は、保護領の重要度に応じて、使用領事業者検査等 の独立性(低田領事業者検護等の重要良とでの外象となら機器等を の独立性(低田領事業者検護等の中立体及び倍額性が損なわれないことを 1いう。)を確保しなければならない。	(譲速プロセス) 第三十四条 原子力事業存等は、調査する物品又は役者 (以下「調達物品 等」という。) が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項 (以下「調達 物品等要求事項」という。) に適合するようにしなければならない、		

		島根原子力発電所	所2号炉 適合性審査(202	L年9月6	日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	
1 25% E01 7-1 201% 1 7-1 201% 1 7-1	調達を主管する箇所 品を供給する技術的な またエス	2011日、10.2 供給者の適定 1.6.2 供給者の適定 職業を主管する原形の我は、設工誌に必要な調達を行う場合、原子力 安全に対する影響、供給者の実績等を考慮し、業務の重要度に応じてグ レード分けを行い管理する。 1.6.3 調道協協の創造管理 1.6.3 調道協協の創造管理 通常生活する協同の調査管理 適合用に基示さ影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調 ので、原子力安定に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調 ので、原子力安定に対する影響及び供給者の実績等を考慮し、以下の調	10. 由にの一部での目的である。 10. 自己の一部での目的である。 調達を主管する箇所の長礼、業務の件容に応じ、品質管理に関する事 項に減てく調達的な事項を含めた仕様書を作成し、供給者の業務実施状 説を適切に管理する。(「4、6、3、20) 調査製品の管理」参照)	(2) 調達費品の管理 調達を主管する箇所の長は、当社が仕様書の要求した製品が確実に構 品されるよう2000年の前人されるまでの間、製品に応じた必要な管理 や活動する。	(3) 調査的品の特征 調査を主管すて適請の具は、調達教品が調達要求事項を満たしている 出き者様式にするために国産製品の特征を行う。 ことも構成にするために合いるも協合、あらかじたけ情報で検証の要 なお、供給者でも確認を知識する場合、あらかじたけ情報で検証の要 領及び調査製品のリリースの方法を明確にした上で、検証を行う。		
設置許可本文十一号	という。) に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、調道物品等の供給者及び調道物 - ロ処に第日キュズ等曲の+4本族に800米やスペ、7、一の単合でないアー	1. 日本の「おおい」という「ないないたいの」、「つ場ににない」、 「の場に、またい」という、「読み品をのの供給すなからの変気が良く」、 すし当体、保護業用工業品には、通知の法式で相俟を定める。 まればは、保護業用工業品に、通知の方法式で相俟を定める。 「組織は、調達物品等の保護者を評価し、通定する。 聴として調達物品等の保護者を評価し、通定する。	<ul> <li>4.2 副連約品等原水市項</li> <li>3.4 2 副連約品等原水市項</li> <li>0.5. 該当すらものを含める。</li> <li>0.5. 該当すらものを含める</li> <li>1.4. 通過物品等に関する情報に,次に掲げる調達物品等要求事項</li> <li>0.5. 該当すらものを含める</li> <li>1. 通過地島等の供給者の実務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>0. 調査物品等の供給者の実務のプロセス及び設備に係る要求事項</li> <li>1. 通過地島等の供給者の確認でを定えたと考供し,及び維持するため</li> <li>1. 一般商業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求</li> <li>1. 一般商業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求</li> </ul>	<ul> <li>8、-たり回編書物のから次交交を予知</li> <li>7、4、2 調達物品等要求考知</li> <li>(4) 組織は、調達物品等要求考知</li> <li>(1) 組織は、調達物品等の実施者に対し、</li> <li>(1) 組織は、調査物品等の実施者に対し、</li> <li>(1) 組織は、調査物品等の実施者に対し、</li> </ul>	る 実者明		
品管規則	2 原子力事業者等は、保安活動の重要度に応じて、調達物品等の供給者 及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を定めなければならな( い、いの組みでおいて、一部産参用であったでは、調達物品等の供給)	**、この場合においた、Texastant_aumanayでは、現在の国家が考慮するの数支援をあるように当該一般常用工業品が適差物品の数支が 項に適合していることを確認できるように、第国の学校の代表を行動すなな ければならない。 3 原ナガ事業者等は、調道物品等要求事項に定い、講道物品等を供給す (3 る能力を供給として調益物品等の供給者を評価し、通ごしたければならな い。	福秋島島委家米町(1) 三十五条 原子力事業者等は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる 緑島島等変が到のうち、直当するものを含めなければならない、 調査術品等の供給者の意義のプロセス及び強価に高る要求事項 調達物品等の供給者が確全な受けとと行いし、及び維持するために 調達物品等の供給者が確全な安全がにを守成し、及び維持するために 調達物品等の供給者が確全な安全がにを守成し、及び維持するために を必要求事項 一般企業用工業品を機器等に使用するに当たっての評価に必要な要求	- 必要な要求争兵 ) - 調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供 専要求事項への適合状況を記録した文書を機出らせ	参加時等が調達物品等要求事項に適 能の方法を定め、実施しなければな の供給者の工場等にさいて調達物品 、当該検証の実施要額など調達物品		

島根	原子力発電所2号炉 適合性審	査(2021年9月6日版)	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	差異理由
新聞許可添付素類十一一	<ol> <li>4. 社外理法</li> <li>4. 社外理法</li> <li>4. 社外型法</li> <li>4. 他は者に対する監査を主管する広めの後以、他執着の品質検護活動及</li> <li>4. 他は者に対する監査を支援するために、社外監査を基礎する。</li> <li>4. ア その後の溢出、工事等における支援及び記録については、課題許可未 その後の流出、工事等における支援及び記録については、課題許可本 大十一号に示す文法、それらに基づき件成される品質記録であり、これ</li> <li>5. 必須切じ管理する。</li> </ol>	4.8 その彼の下道合管理 その彼の汚出、工事なび解練・検査において発生した不適合について その你の説出、工事なび解練・検査において発生した不適合について は適切に処理を行う商所の長は、適合性確認対象設備について、技術策単 工事を主管する協所の長は、適合性確認対象設備について、技術策単 工事を主管する協所の長は、適合性確認対象設備について、技術策単 正本を支援することにより、適合性を維持する。 に基づき多進用国が学習施設の安全上の原要化に応じた点除計画を策定 し保全を実施することにより、適合性を維持する。		
該國許可本文十一号	<ol> <li>1 調達プロセス</li> <li>1. 調達プロセス</li> <li>1. 調達プロセス</li> <li>1. 原達プロセス</li> <li>1. 原連をあめ品又はた時(以下「調達物品等」という」)が、</li> <li>1. 自然化する加速は高等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」)</li> <li>1. こ適合するようにする。</li> <li>2. 3 文書の管理</li> <li>3. 文書の管理</li> <li>3. 以書の管理</li> <li>3. 以書の管理</li> <li>4. 品質規則に規定する契約案素等要素の一の適合及び品質で 組織は、品質規則に規定する認知素素等要素がの一の適合及び品質で をジメントトンアメルの実効性を見違する記録を明確にするとともに、当 家庭校会、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索す 5. とができるように作成し、保安活動の風寒度に応じてこれを管理す 5.</li> </ol>	<ul> <li>8.3 不適合の管理</li> <li>13. 不適合の管理</li> <li>19.1 最終によったいよう,当該機能等な使用され、X13個</li> <li>19.1 これを管理する。</li> <li>- これを管理する。</li> </ul>		
品管规则	(調達プロセス) 第二甲国条 原子力事業者等は、調油する物品又は投格(U)F「調減器品(U) 第二甲国条 原子力事業者等は、調油する物品又は投格(U)F「調減器品(U) 物品等業本項(L)という」が、自ら規定するようにしたければならない。 (大きの管理) (大きの管理) (大きの管理) 第二年本の事業者等は、血管マネジメント文書を発現したければならない。 (上) 第二条 原子力事業者等は、血管マネジメント文書を発現したければならない。 (二) 第二条 原子力事業者等は、血管マネジメント文書を発現したければならない。 (二) 第二条 原子力事業者等は、血管マネジメント、大書を発現したければなら、(U) ない。 (二) 第二条 原子力事業者等は、血管マネジメント、大変も発展したければならない。 (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二) (二)	(不適か必理用) 期日十九条 成子力を業者がは、動別業務等要求非項に適合したい機器等 ( 動用十九条 成子力)重要者がは、動別業務等成が違されることがないよう、当該職器等又は 動別業務を特定し、これを管理したければならない。 一		